



Title	沖縄における徴兵令施行と教育
Author(s)	近藤, 健一郎
Citation	北海道大學教育學部紀要, 64, 9-35
Issue Date	1994-06
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/29435
Type	bulletin (article)
File Information	64_P9-35.pdf



[Instructions for use](#)

沖縄における徴兵令施行と教育

近藤 健一郎

A Study on the Educational Policy in Okinawa in relation to the Enforcement of Military Service System

Kenichirou KONDOU

目 次

はじめに	9
1. 沖縄における徴兵令施行と徴兵適齢者の断髪	13
(1) 徴兵義務の強調と沖縄人の入営	13
(2) 忠君愛国の指標としての断髪	15
1. 注	17
2. 「徴兵当籤者教育」の実施とその実態	18
(1) 「徴兵当籤者教育」の開始	18
(2) 「徴兵当籤者教育」の実態	21
(3) 「徴兵当籤者教育」の展開	24
2. 注	25
3. 徴兵忌避撲滅策と教育機関	27
(1) 沖縄における徴兵忌避に関する陸軍省の認識	27
(2) 沖縄県庁の徴兵忌避撲滅策	28
3. 注	32
おわりに	34

史料の引用にあたり、①旧字体を新字体に改め、②句読点のない場合は適宜句読点を施し、③明らかに誤字脱字と判断したものについては修正した。

はじめに

本論文は、日清戦争後に沖縄に施行された徴兵令との関連において、沖縄における教育政策とその実態を解明することを目的としている。筆者の関心は、日本政府の沖縄への注目は近代において一貫して軍事的意図によるものであり、教育政策はどのように軍事政策と連関しているのか、その具体像を明らかにすることによって、沖縄統治における教育政策の位置と実態を解明したいという点にある⁽¹⁾。

日本政府は日清戦争に勝利したのち、沖縄と大和⁽²⁾との制度的一体化に本格的に着手した。その第一の施策が、1895年10月4日勅令第142号「沖縄県ニ徴兵令ノ一部施行ノ件」に基づく陸軍六週間現役兵制度の施行であった。これは、師範学校を卒業した小学校教員に対して、強制的

に——しかし一般の徴兵が三年であったことと比較するとき、同時に特典でもあった——六週間の軍隊経験を課すものであり、政府・陸軍省は小学校教員に「国民精神ヲ注入」して児童の教育を担当させることが「有益」であるとの判断に基づいて、沖縄「人民志操ノ発達ヲ計ル一手段」として施行した⁽³⁾。教育政策を軍事政策と分かちがたいものとして実施したのである。

その後1896年3月に沖縄県郡編成法、沖縄県区制、1897年3月に沖縄県間切島吏員規定と、地方制度の改革が続いた。日本の清に対する軍事的勝利により沖縄の帰属が外交上の問題となる恐れがなくなり、また沖縄内部の旧支配階級の一部で日本専属に抵抗し清の援助を得て琉球処分以前の「琉球王国」を復活しようとするいわゆる頑固党も日本政府に従わざるを得なくなったがゆえに、政府はかかる改革を行ないえたのである。

そして1897年7月30日勅令第258号「沖縄県及東京府管下小笠原島ニ徴兵令ヲ施行スルノ件」によって、1898年1月1日より徴兵令を施行した⁽⁴⁾。全文は以下のとおりである。

明治三十一年一月一日ヨリ沖縄県及東京府管下小笠原島ニ徴兵令ヲ施行ス
 沖縄県壮丁ニシテ徴集ニ応スルトキハ従来ノ産業ヲ維持スルコト能ハスト認ムル者ハ特ニ徴
 集ヲ免除ス
 小笠原島ニ転籍移住シ開墾其ノ他一定ノ生業ニ従事スル者ハ転籍移住ノ後五箇年ニ満ツル年
 迄徴集ヲ猶予ス但転籍移住ノ後本島外ニ転籍シ更ニ転籍移住シタル者ハ此ノ限ニアラス

これは、頑固党の動向と地方制度の改革という状況をとらえて、日清戦争後の軍備拡大と呼応して実施したものであった⁽⁵⁾。政府・軍は、沖縄県には徴兵事務を取り扱う沖縄警備隊区を配したのみであり、沖縄人を九州にある陸軍第六師団、第十二師団及び海軍佐世保鎮守府海兵団に分散して配属した⁽⁶⁾。そのため、軍隊において沖縄人は圧倒的少数者であり、多数者である大和人の用いる「標準語」⁽⁷⁾を聞き、また話さなければならぬ立場に置かれたことによって、徴兵令施行が比嘉春潮の指摘のように「標準語」が沖縄に普及する一つの契機となったのである⁽⁸⁾。それまでも琉球藩の「留学生」や上杉県令が創設した「県費派遣留学生」など、沖縄人が大和において生活することは皆無ではなかった。しかし、それらがごく限られた階層から選抜されていたのに対して、徴兵は沖縄人青年すべてを対象としており、また自らの意志とは無関係に選ばれるという点で、沖縄人が大和での生活を強いられ、大和的な言語風俗を身につけるといふ事実にとって徴兵令施行は画期的であり、比嘉の指摘は貴重である。

沖縄における教育関係者や新聞関係者などは、徴兵令施行を歓迎した⁽⁹⁾。学校教員や沖縄県庁学務担当者などが組織する沖縄県私立教育会は陸軍六週間現役兵制度の実施を、「是まで事情多き本県にして、此資格を得たる者は県内教育の進歩せし結果」⁽¹⁰⁾ととらえ、「本県も他府県と相並肩し国民たるの権利を全うせむとするには国民たるの義務を果さざるべからず」⁽¹¹⁾と述べていた。義務を果たすことによって他府県並みの地位を獲得することができるという視点から、徴兵令施行を歓迎したのである。

しかし徴兵令施行の結果、徴兵忌避者が続出した。『琉球新報』は、徴兵忌避の疑いのある者を実名入りで報道した⁽¹²⁾。徴兵忌避者の続出という事態に対して、軍は徴兵忌避撲滅を沖縄県庁に求め、沖縄県庁は軍の意向に応えつつ、一方小学校教員は軍隊に入営する徴兵当籤者に対して事前教育を実施した。

ここで沖縄における徴兵と教育を連関するものとしてとらえた先行研究を整理し、課題を敷衍

しておきたい。

沖縄における徴兵と教育の連関にはじめて注目したのは、田港朝昭である。田港は、「廃藩置県以来、制度上でも県政の内容でも、沖縄県は本土諸府県にくらべてずいぶんおくれをとっていたのであるが、壮丁教育に関する限り、県当局や県のいわゆる識者は時に政府の政策決定に先んじて、きわめて積極的にこれを問題にし、実施していたと思われる点がある」として、徴兵令施行直後の徴兵適齢者に対する教育に注目した。そして「県政の推移とそれに順応する『識者』等の動き」という視点から、沖縄県私立教育会が中心となって「壮丁教育」を実施し、教育程度の「低さ」を克服して「忠良なる臣民」をつくるための教育を行なおうとしたことを述べている。これは、徴兵令施行という軍事的契機が社会教化を促したととらえている点で示唆的である。しかし沖縄県私立教育会の活動に関する分析がないため、「壮丁教育」の実態はいかなるものか、また教育会がどのような意味で中心となったのかという点は明らかでない⁽¹³⁾。

大江志乃夫は、「天皇制軍国主義教育」がもっとも明確な姿をあらわした事例として、沖縄における教育と軍隊の連関に注目し、徴兵令施行直後の「壮丁予備教育」と、1910年の徴兵忌避暴動事件（いわゆる本部騒動）を契機とする青年組織の官製化について言及している。前者について、沖縄では「壮丁予備教育」を「他の府県に先がけて」実施したという重要な指摘をしている。しかし、「兵営内の差別を克服する目的のもとに」、「沖縄県の教育行政は、差別の原因がいっさい沖縄県民自身にあるとして、他の府県より一步も二歩も先んじたかたちで青年教育の軍事化を強行していった」と指摘しているけれども、この教育は、徴兵令施行の1898年からすなわち沖縄人が入営し「差別」という結果を見る以前から実施されていること、また県当局の指示に先立って小学校教員により実施されていることから、開始の経緯についての再検討は不可欠である。後者について、青年会を兵事行政の下部機構として満二十歳未満の男子青年層を軍事的に掌握することが、沖縄においてもっとも明確な体系をとったことを指摘している。ただし、なぜ沖縄においてそうであったのかという点については、沖縄に「当時の日本における支配体制の矛盾がもっとも集中されていた」と指摘するのみである⁽¹⁴⁾。

遠藤芳信は、六週間現役兵制度と徴兵制の国民教化対策の一典型としての視点から、沖縄に注目している。日清戦争時の沖縄分遣隊の助卒配属計画を通じて、住民不信などの日本軍の作戦行動が含んでいる住民観を象徴的に示しているのが沖縄であり、沖縄県出身者が沖縄で武装することに相当の警戒をし、「日清戦争後の沖縄県への徴兵制施行とは、沖縄（県民）を防衛・軍備から隔離し、もっぱらイデオロギーな『皇民化政策』の重要な一環として実施されていくこと」を明らかにしている。そして沖縄県への徴兵令施行をめぐる諸問題として「徴兵忌避防遏」をあげ、陸軍省が文部省、内務省、沖縄県知事に兵役義務観念の養成や断髪の励行などの徴兵忌避対策を要求したことを解明している。しかし、1909年以前の軍の施策について、また軍の要求を受けて沖縄県庁がどのような施策をとったかについては言及がない⁽¹⁵⁾。

かかる把握のもと、本論文では軍、沖縄県庁、学校教員、徴兵適齢者の相互関係に注目し、以下のように課題を設定する。

1. 軍が沖縄に徴兵令を施行する際の方策、特に軍が徴兵適齢者に与えていた注意の内容から断髪の意味と実態について解明する。
2. 学校教員及び沖縄県私立教育会が行なった徴兵当籤者に対する事前教育の実態について解明する。
3. 陸軍省と沖縄県庁の徴兵忌避撲滅策の方法と内容を解明する。

— 注 —

- (1) 筆者はさきに、「琉球処分直後の沖縄教育——山県有朋『復命書』(1886年)を中心に——」(教育史学会『日本の教育史学』第36集, 1993年)において、内務大臣山県有朋が軍事を軸に、教育、行政、殖産を一つの環をなす沖縄統治の課題として構想したことを解明しており、本論文の課題への関心はこの延長線上にある。
- (2) 沖縄人はいわゆる日本「本土」を「大和(やまと)」と呼び、そこに住む人々を「大和人(やまとんちゅ)」と呼んだ。筆者は、沖縄を除いた「日本」を日本と呼称することはできず、同様に沖縄を除いた「日本人」を日本人と呼称できず、また新たな言葉で呼称することもできない。そのため本論文では、沖縄人が沖縄を除いた「日本」を大和と、また沖縄人が自らを除いた「日本人」を大和人と呼称することを借用し、大和、大和人と呼称する。
- (3) 陸軍大臣大山巖による内閣総理大臣伊藤博文あて1895年9月19日付閣議請議文。「陸軍六週間現役兵条例ヲ定メ並沖繩県ニ徴兵令ノ一部ヲ施行ス」,『公文類聚』第十九編 卷二十三 軍事門一 陸軍一, 国立公文書館所蔵。
- (4) 時を同じくして、1897年7月15日勅令第257号「明治二十八年勅令第百二十六号中改正」により、北海道に対しても全域に徴兵令を施行した。なお、それまで北海道においては石狩国など四ヶ国のみには施行されていた。これらにより、徴兵令は植民地台湾を除き全国に施行された。
- (5) 陸軍大臣高島鞆之助は、内閣総理大臣松方正義あて1897年6月24日付閣議請議文において次のように述べている(「沖繩県及東京府管下小笠原島ニ徴兵令ヲ施行ス」,『公文類聚』第二十一編 卷二十三 軍事門 陸軍, 国立公文書館所蔵)。

琉球藩ヲ廢シ沖繩県ヲ置カレシヨリ十数年ノ久キニ亘リ未ダ徴兵令ヲ施行セサル所以ノモノハ、当時去リ難キ事情ノ存スルアリシモ今ヤ其事情ハ殆ント顧慮ヲ要セサルニ至リ、且民政モ明治二十九年ヨリ郡区制ヲ施行シ内地ト稍其揆ヲ同フシタレハ、徴兵令ヲ施行スルノ好機ハ此時ニアリ。加旆九州ノ二師管ハ他ノ師管ニ比シ人口寡少ナルヲ以テ、沖繩県ニ徴兵令ヲ施行スルハ人口ニ対スル徴集人員ノ平均ヲ得セシムルニ於テモ亦必要ノコトトス。

なお、真境名安興『沖繩現代史』(琉球新報社, 1967年, 225頁)や田港朝和「徴兵令の実施と県民の対応」(沖繩県『沖繩県史』第1巻, 1977年, 471頁)などは、人頭税が廃止される1902年まで宮古、八重山に徴兵令が施行されていなかったと指摘し通説となっている。しかし、これは事実と反している。徴集免除を許されない者に関する規定が存在し(1898年3月19日陸軍省令第3号「徴兵事務条例施行細則中北海道及沖繩県並小笠原島ニ施行シ難キ諸件ニ関スル件」第2号)、また1898年6月には八重山郡の徴兵適齢者の徴兵検査が実施されていた(「八重山郡の徴兵適齢者」,『琉球新報』1898年6月23日付。「八重山の徴兵検査」,『琉球新報』1898年6月29日付。「八重山島の徴兵検査合格者」,『琉球新報』1898年7月5日付)。宮古郡についても、1900年には陸軍に徴兵により入営したものがいたことが確認できる(「徴兵総員細別」,『沖繩県統計書』1900年版)。

- (6) 1898年3月12日勅令第41号「徴兵事務条例補則」第9条。
- (7) 外間守善は「明治以降になって入ってくる日本的共通語の受けとめ方を沖縄の側からみて次のように四区分」した。(1)「東京の言葉」時代(1879~1897年頃まで)、(2)「普通語」時代(1897~1935年頃まで)、(3)「標準語」時代(1935~1955年頃まで)、(4)「共通語」時代(1955年~現在)である(外間守善『沖繩の言語史』法政大学出版局, 1971年, 51~63頁)。また上沼八郎は、(1)「内地語」(1897年頃まで)、(2)「普通語」(1921年頃まで)、(3)「標準語」(1955年頃まで)、(4)「共通語」(1955年以降)と区分した(上沼八郎「沖繩の方言論争について——沖繩教育史の遺産と決算——」, 地方史研究

協議会『地方史研究』第141号, 1976年, 32頁)。たしかに本論文において引用する史料のなかに、「普通語」や「内地語」という表現が見られる。けれども、筆者は教員が学校において教えこむ言葉こそが、沖縄人が覚えるべき「標準」であったと把握していることにより、一貫して「標準語」と表記する。「標準」の意味については、藤原与一による「共通語が自然的成立のものであるのに対して、標準視される標準語は、まさに人為的に制定されるものである」との指摘に示唆を受けている(藤原与一「方言と標準語」, 『岩波講座 日本語』第11巻, 1977年, 岩波書店, 311頁)。

- (8) 比嘉春潮「琉球語とその変化」, 『比嘉春潮全集』第3巻, 沖縄タイムス社, 1971年, 378頁。初出は、『国際語研究』第13号, 1935年。
- (9) 大田昌秀『沖縄の民衆意識』弘文堂, 1967年, 393~394頁。
- (10) 「同校本年の卒業生」, 沖縄県私立教育会『琉球教育』第6号, 1896年6月。『琉球教育』復刻版, 第1巻, 本邦書籍, 1980年, 258頁。
- (11) 「本島の六週間現役兵」, 『琉球教育』第18号, 1897年6月。前掲『琉球教育』復刻版, 第2巻, 252頁。
- (12) 「脱清者捕へらる」, 『琉球新報』1898年4月17日付など、徴兵忌避に関連した記事が多数掲載されている。また福地廣昭『命まさい——徴兵を忌避した沖縄人——』那覇出版社, 1987年参照。
- (13) 田港朝昭「社会教育」, 琉球政府『沖縄県史』第4巻, 1966年。田港朝昭「沖縄県社会教育史上の2・3の問題——県政の推移と徴兵適令者教育——」, 『琉球大学教育学部紀要』第9集, 1966年。
- (14) 大江志乃夫『国民教育と軍隊』新日本出版社, 1974年, 45~46頁, 181~183頁, 345~346頁, 360~361頁。
- (15) 遠藤芳信「陸軍六週間現役兵制度と沖縄県への徴兵制施行」, 『北海道教育大学紀要』第一部B 社会科学編 第33巻第2号, 1983年。

1. 沖縄における徴兵令施行と徴兵適齢者の断髪

(1) 徴兵義務の強調と沖縄人の入営

政府は琉球処分の際に設置した沖縄分遣隊を1896年に廃止しており⁽¹⁾、徴兵令施行時点では沖縄にまったく軍隊を配備していなかったため、1898年3月5日勅令第36号「沖縄警備隊区司令部条例」を公布し4月1日に沖縄警備隊区司令部を設置した。これにより、沖縄警備隊区司令部が沖縄における徴兵事務などを執行することとなり、4月12日に下江孝司令官以下5名が着任し⁽²⁾、15日から県庁において徴兵事務に着手した⁽³⁾。そして18日から21日にかけて県庁及び郡区島庁吏員を集めて、徴兵事務に関する会合を開いている⁽⁴⁾。この直後、『琉球新報』(1898年4月25日付)は、以下のような「徴兵適齢者の心得」を掲載している。

▲検査を受くるの義務 徴兵適齢者は徴兵検査を受くるの義務ある者なれば、徴兵適齢者は正当事故ある者の外は之を避くるを得ず。若し正当の事故に依り検査場に出頭し能はざるものは、其証拠、又疾病者は医師の診断書を添付し検査日時迄に区郡は区郡長に宮古八重山は其島司に届出つるを要す。若し其届出を為さ、る時は一円九十五銭以下の科料に処せらるへし。

▲検査時間を誤らざる事 徴兵適齢者は徴兵検査時間を誤らざるへからす。若し其時間を誤るときは重禁錮の刑に処せらるへければ、徴兵適齢者は予め検査日割と時間割を能く記憶して忘れざるやう注意せざるべからず。故に首里那覇に籍を有す徴兵適齢者にして各郡(島尻中頭国頭並宮古八重山等の如し)に旅行中の者若くは各郡離島に籍を有する徴兵適齢者にし

て首里那覇に滞在せる者は、徴兵検査期日迄に各々其原籍地に帰るを要す。

▲髪結者の心得 徴兵検査の際は頭迄も精細に検査するを以て、若し受検者にして気髪したる時は之を解かざるへからず。故に結髪の徴兵適齢者は予め頭髪を洗ひ、臭気不潔物を去り又は其髪を解き易きやうにして検査を受けるの便を計る事肝要なり。若し之を面倒なりと思はゞ散髪になりたらは至極妙なるへし。

▲身体を清潔にする事 徴兵検査の時は身体の全部を検査して、頭より手足の爪先きに及ぶは勿論肛門陰部に至る迄精密に検査するとの事なれば、徴兵適齢者は予め其心して能く身体を洗滌清潔にし手足の爪を短く切りて少の垢汚も留めざるやうにし、又腰下に纏ふ「フンドシ」の如きも垢染みて臭気紛々鼻を衝くか如きは甚見苦しき次第なるのみならず、検査官に対し無礼至極の事なれば、予め之を綺麗に洗濯するか又は之を新調するかに注意すべき事なり。

▲酒食を慎むべき事 臭気を発すべき食物、精神を乱すべき酒は一切飲食せざるやう深く注意すべき事なり。

▲検査場 に於ては指定の場所に着坐し許可なくして紊りにその場を離るへからざるは勿論、謹慎して敢て暴慢の挙動などあるべからず。

この「心得」は、「検査を受くるの義務」、「検査時間を誤らざる事」を冒頭に掲げ、徴集免除の手続き方法を示す一方で、徴兵令や徴兵事務条例に基づいた重禁錮、罰金という罰則を示すことによって、徴兵検査を受けることが特別な義務であることを強調したことに特徴がある。次いで大多数の徴兵適齢者が結髪であった状況において結髪者に髪を解きやすいようにすることや、身体を清潔にすること、手足の爪を短く切ることなど、軍は検査する都合から彼らに検査をしやすい身なりをすることを注意した。そして酒を飲まないこと、暴慢な態度をとらないことなど、徴兵検査を「謹慎して」受けることを求めた。これらのことは徴兵検査を受けることが特別な義務であることをいっそう強調するものであった。

しかし1898年5～6月の徴兵検査において、清国へ逃亡（いわゆる脱清）し、あるいは代理受検などの方法により徴兵を忌避する者が多くあらわれた⁽⁵⁾。軍は1898年に徴兵忌避の嫌疑で30名を告発しており⁽⁶⁾、被告発者は重禁錮及び罰金の処罰を受けた⁽⁷⁾。

徴兵忌避が多発するなかで、軍は徴兵検査を行なったのち抽籤によって入営すべき徴兵当籤者301名（陸軍288名、海軍13名）を決定した⁽⁸⁾。彼らのうち結髪者は沖縄を出発する前に断髪させられた⁽⁹⁾。そして徴兵当籤者は1898年12月1日に、陸軍第六師団第十三連隊（熊本）、同第二十三連隊（熊本）、同四十五連隊（鹿児島）、同四十六連隊（大村）及び陸軍第十二師団第十四連隊（小倉）、同二十四連隊（福岡）、同四十七連隊（小倉）、同四十八連隊（久留米）、さらに海軍佐世保鎮守府海兵団へ入営した。

軍は彼らに対して特別な対策を講じている。『琉球新報』（1898年12月23日付）は、「尋常小学校卒業以上の者に在ては言語明瞭にして毫も一般の兵員と異なる所なきも、無教育者には間々言語不通の向あり教育上に困難なるも、夫の明治二十五年四月教導団卒業の者始めとして年々同隊県出身の下士を配布せられ、右両師団下の各連隊に三四名位の在勤者あれば其通訳に由りて先手を弁し得へし」と『長崎新報』の報道を紹介している⁽¹⁰⁾。また『九州日日新聞』（1898年12月6日付）によれば、第十三連隊では沖縄人兵には「殆ど全然本邦普通の言語を解せざるが如き者多く、到底一般兵士と混合して同時に之と同様の方法を以て教育し難く」と判断し、沖縄人新兵の

うち「多少文字を解し本邦普通の言語に通せる者を各中隊に分て、諸事便宜を得せしむる」教育・訓練の方法をとっていた⁽¹¹⁾。沖縄では「標準語」は学校や役場など限られた場所でしか用いられなかったため、不就学の多くの沖縄人に「標準語」が通じないことは当然であった⁽¹²⁾。軍にとって多くの沖縄人が「標準語」を理解しないことは、沖縄人に対する教育・訓練の実施に重大な障害であったため、陸軍教導団を卒業した沖縄人下士官によってあるいは彼らの「通訳」を介して、もしくは「標準語」を解する沖縄人新兵を介して沖縄人兵の教育・訓練を行なったのである。そして『九州日日新聞』（1899年3月3日付）は、「師団長の訓示に基ききわめて寛裕なる取扱をなし、術科は強て厳格を要求することなく、学科は普通一般の形式的教授を以てせずして談話的ならしめ以て速かに内地語に通せしめんことを図れり」と報じていた⁽¹³⁾。沖縄人兵に対する教育・訓練の程度を大和人兵よりも低くしていたのである。従来からの沖縄人への不信感に起因する沖縄人兵には大和人兵と同等の教育・訓練はできないという先入観と、沖縄人が「標準語」を理解しないという状況から、軍は「通訳」を介した低水準の特別な教育・訓練体制を組む措置をとったのである。そして沖縄人兵を歩兵にのみ配属したことも、この対策の一環であったであろう⁽¹⁴⁾。

また『琉球新報』（1898年12月27日付）は、佐世保海兵団団長が「実は海軍大臣より沖縄の新兵は特別に待遇せよとの訓令もあることなれば、平生の食事を始として其他教練等の如きも成るべく其窮屈不便を感じしめざるやう特別の好遇を致す積り也」と語ったと報じている⁽¹⁵⁾。団長の発言は、沖縄人の持つ徴兵への不安を取り除くために、軍は沖縄人兵を「好遇」をしていると宣伝することが目的であるけれども、海軍の教育・訓練においても陸軍と同様になんらかの特別な措置を講じていたことをうかがうことができる。

(2) 忠君愛国の指標としての断髪

『琉球新報』（1899年4月19日付）は、「本県徴兵適齢者に注意すべき要件」を掲載している。

本年の徴兵検査も最早既に二旬を出てす来る五月六日より愈々開始せらるゝに就き、県下壮丁諸子の注意の爲め二三の要件を左に掲ぐ

- 一、徴兵令第十三条に依り中学校及び其の他中学校と同等なる学校の卒業証書を所持せしもの若くは右同等の学力を有するものは、試験の上一年志願兵を出願すれば一箇年にて現役を終り予備の士官又は医学理財学を修めしものは現役の軍医或は軍吏となるも本人の志望に任かず次第にて、官費生の費用額は一箇月金三円余。
- 一、徴兵令第十二条に依り高等小学校卒業のもの又は之れと同等なる学力を有するもの十七歳以上の者は自分の希望する隊長に出願すれば服役を許さるゝを以て、陸軍下士出身志願者又は早く現役を終り他の学問を修めんとするものは徴兵検査場に出願して身体検査を受くべし。若し万一身体検査未済の儘々出願するも身体検査の爲め其の隊に出願せし上にあらされは其の希望を許可せず。
- 一、本年徴兵適齢者にして服役志願のものは徴兵事務条例施行細則第五十一条に依り抽籤前徴兵官に出願すれば採用する由。但筆算の心得なきものは採用せず。
- 一、徴兵検査へ出場の時は、入浴して身体の垢を落し着物杯も不潔ならざる様能々注意せし上、断髪して出場すべし。さて国家の爲め死さへ惜まざる大丈夫か徴兵検査出場の際一髪を惜むは、報国心の薄らき一看板なればなり。
- 一、普通語を解せされは入営後学課受業上大に進歩を妨ぐる憂ひあるを以て、今より之を研

究して其の準備をなすへし。且又徴兵検査の時も検査官より種々質問ある筈に就き、其の応答に差支なき様用意すへし。

前掲した1898年の「心得」と比較するとき、いくつかの重大な違いがある。一つは、志願の方法と特典を知らせて、免除の方法について触れていないことである。二つは、「断髪して出場すへし」と断髪することを当然のこととし、それを「報国心」という精神を発揮する方法と述べたことである。三つは、「標準語」の習得を求めたことである。

この変化は、1898年に多数の徴兵忌避者がいたこと、さらに入営後の軍隊からの逃亡者がいたこと⁽¹⁶⁾に加えて、軍隊による沖縄人兵の成績の把握に由来しているであろう。

『琉球新報』は、軍が寄せる沖縄人兵の成績について繰り返し報道している。連隊教官が伝えた「第二十三連隊本県新兵入隊後の景況(続)」(1899年2月24日付)によれば、軍は沖縄人兵について「義務心の薄きか為め名誉の尚きを知るもの少なく、稍々激の運動を試みれば忽ち顔色に現はれ、他県出身兵は演習間の小休止の寸時すら尚ほ之を惜しみて己れの未熟又は己の正しく出来不能動作を自習するの気力あるも、県下出身兵に限り未だ曾て自ら進んで此等の挙動あるを見ず」と述べていた。

かかる把握は、軍が沖縄人は「義務心」が薄いという予見を持っていたがゆえに、その予見に整合する場面が強く印象に残り、その予見を確信としたのであろう。また、軍が沖縄人兵をこのように評価していることを伝えることにより、沖縄人の奮起を求めたのであった。軍は入営した沖縄人ですら、徴兵という義務を果たそうとする精神を持っていないととらえていたので、沖縄人に「報国心」を求め、断髪することによって示せと述べたのである。まさに沖縄における断髪は、忠君愛国の精神そのものなのであった。そして沖縄人が「標準語」を習得することは、軍にとって教育・訓練に必要であるにとどまらず、沖縄人の忠君愛国の精神をはかる一つの指標であった。

そして『琉球新報』(1902年5月3日付)は「壮丁の注意すべき事項」を掲載している。

壮丁の注意すべき事項 各郡区の壮丁は、検査当日を誤らざる様参集すべきことは勿論にして、頭髪を五分刈となすこと、前夜必ず入浴すること、郡区役所よりの通達書を持参すること、酒気を帯びて出頭せざることを、其の外総べて息臭き食物を食せざることに注意ありたしとは当局の希望。

軍は1902年にも徴兵検査に際して断髪することなどを再び指示したのである。指示の内容は徴兵検査を受けることを当然のこととし、受検の態度については入浴することや飲酒の禁止など従来どおりであった。また1902年の中頭郡兵事主任打合会は徴兵当籤者が遵守すべき事項として、「入浴理髪をなす事、理髪は可成的出首前に於て之をなす事」を決議した⁽¹⁷⁾。この会が決議した遵守すべき事項はこれだけであり、断髪をとりわけ重視していたことがわかる。また1903年にも軍は徴兵当籤者の心得の一つとして、「集合地出発後は斬髪の間なし、又た入営後多人数同時に行ひ難し。故に成し得る丈集合地に来るまで短く斬髪するを可とす」と断髪することを指示していた⁽¹⁸⁾。

このように、徴兵検査直前の徴兵適齢者にとどまらず入営直前の徴兵当籤者に断髪を繰り返し指示していたことは、徴兵検査の際に断髪を行なわない沖縄人が多かったことを示している。徴

兵検査のために断髪をしないどころか、右手人差し指を切断するなどの方法による徴兵忌避者が続出し⁽¹⁹⁾、徴兵当籤者が入営前に逃亡する例もあった⁽²⁰⁾。また父母などは我が子が軍隊にとられないことを祈願した⁽²¹⁾。こうした状況において、軍は沖縄人に対して忠君愛国の精神を要求しつづけ、徴兵当籤者に断髪を求めるのである。

— 注 —

- (1) 「沖縄分遣隊招置ノ件」, 『陸軍省大日記』中『貳大日記』乾1896年7月, 防衛庁防衛研究所所蔵。
- (2) 「警備隊区司令官を招待す」, 『琉球新報』1898年4月15日付。
- (3) 「警備隊区司令部」, 『琉球新報』1898年4月17日付。
- (4) 「徴兵事務に就ての会議」, 『琉球新報』1898年4月19日付。「徴兵雑俎」, 『琉球新報』1898年4月23日付。
- (5) 「脱清者捕へらる」, 『琉球新報』1898年4月17日付。「徴兵適齢者の代理受験」, 『琉球新報』1898年5月27日付。
- (6) 「沖縄警備隊区徴兵事務ノ件」, 『陸軍省大日記』中『貳大日記』乾1910年8月, 防衛庁防衛研究所所蔵。
- (7) 「徴兵令違反者の刑の言渡」, 『琉球新報』1898年4月27日付。
- (8) 「各兵種配置ノ連隊」, 『沖縄県統計書』1900年版。
- (9) 沖縄県私立教育会が調査した「徴兵当籤者教育の状況取調報告」によれば、島尻、中頭の徴兵当籤者133名中105名が断髪、28名が結髪であり、結髪者は沖縄を出発する前に断髪させられている。沖縄県私立教育会『琉球教育』第44号、1899年8月(『琉球教育』復刻版、第5巻、本邦書籍、1980年、114頁)。なお、断髪者の比率が約8割とかなりの高率であるが、徴兵検査に際して断髪した比率や入営決定後に断髪した比率などの詳細は不明である。
- (10) 「沖縄県徴兵の現状」, 『琉球新報』1898年12月23日付。また、「沖縄県新兵の入営」, 『琉球新報』(1898年12月13日付)は、沖縄出身下士官が沖縄人兵の教育を担当していたという『門司新報』の報道を紹介している。
- (11) 「沖縄出身の新兵」, 『九州日日新聞』1898年12月6日付。
- (12) 沖縄における就学率は他の府県に比べて圧倒的に低かった。『文部省年報』によれば、沖縄における男子の就学率は、1893年から1898年まで順に、32.9% (74.8%), 35.4% (77.1%), 38.3% (76.7%), 45.1% (79.0%), 51.0% (80.7%), 56.9% (82.4%) となっており(カッコ内は、全国平均)、この間一貫して道府県別で最も低い就学率は沖縄県であった。なお筆者は琉球処分(1879年)から1888年頃までの沖縄の就学率の低さの原因について、「学校が『大和屋』と呼ばれた頃——琉球処分直後の沖縄における学校——」(『北海道大学教育学部紀要』第61号、1993年、123~133頁)で検討した。
- (13) 「第十三連隊沖縄新兵の景況」, 『九州日日新聞』1899年3月3日付。
- (14) 徴兵令施行直後、陸軍が沖縄人兵を歩兵にのみ配属したことは、真境名安興『沖縄現代史』(琉球新報社、1967年、226頁)や大田昌秀『沖縄の民衆意識』(弘文堂、1967年、395頁)などが指摘している。この改正は次の過程で進んだ。まず1904年2月26日勅令第48号「徴兵事務条例補則中改正」によって、近衛師団に配属されることとなり、1904年から近衛歩兵のほか、近衛騎兵にも配属されている。沖縄からも近衛師団に配属されるようになった事実については、遠藤芳信が「陸軍六週間現役兵制度と沖縄県への徴兵制施行」(『北海道教育大学紀要』第一部B 社会科学編 第33巻第2号、1983年、25頁)

で指摘している。そして1906年から第六、第十二師団においても騎兵や砲兵などの各兵種に配属されていることが、「国頭郡徴兵検査の結果」、『琉球新報』（1906年5月16日付）などから確認できる。その間、沖縄県知事奈良原繁は1905年12月18日付で、沖縄からの入営者を歩兵以外の兵種にも配属するように陸軍大臣寺内正毅に上申している。「陸軍諸兵徴集ノ儀ニ付上申」、『陸軍省大日記』中『壹大日記』1906年3月、防衛庁防衛研究所所蔵。

- (15) 「本県新海兵」、『琉球新報』1898年12月27日付。
- (16) 「逃亡兵捕はる」、『九州日日新聞』1898年12月10日付。「兵卒逃亡」、『九州日日新聞』12月21日付。
- (17) 「新兵入営当時の注意」、『琉球新報』1902年11月23日付。
- (18) 「入営兵の心得」、『琉球新報』1903年11月21日付。
- (19) 「中頭郡徴兵適齢者の欠点」、『琉球新報』1899年5月19日付。「徴兵を免るゝため手指を切断す」、『琉球新報』1900年6月7日付。
- (20) 「現役兵当籤者の逃亡」、『琉球新報』1899年9月23日付。「又た現役兵の逃亡」、『琉球新報』1899年10月3日付。
- (21) 「破戒僧徴兵適齢者を惑はす」、『琉球新報』1900年10月13日付。

2. 「徴兵当籤者教育」の実施とその実態

(1) 「徴兵当籤者教育」の開始

軍の活動の一方で、教育関係者も独自の取り組みをしていた。『琉球新報』は1898年8月以降、「徴兵当籤者教育」⁽¹⁾に関する記事を掲載している。

「首里区徴兵当籤者入営準備」(1898年9月9日付)

首里区徴兵当籤者入営準備として首里小学校長森田正安氏総監督となり、久高友卓、与儀清忠、長嶺朝貞、島袋盛政の四訓導等専ら教務を担当し、此程より首里小学校内に於て毎日十二時より二時迄首里区徴兵当籤者を集めて入営に必要な教育を施しつゝあるが、其教育の方法は甲乙兩組に分ち、甲組にては小学校出身の徴兵当籤者を教育する者にして、之には単に兵営内の諸規則と兵士として心得へき事項を教授するに止まるも、乙組に至りては目に一丁字なき者を教育することなれば普通語は勿論五十音並に数字等より教授を始め、次第に往復文等を教え而して地理其他兵士に必要な学科に及ぼす順序なりと聞く。

「国頭たより」(1898年10月11日付)

▲入営準備教育 国頭郡各学校に於ては、各其学区内の入営者を集め入営準備の教育を始めしは去る七月なりしが、爾来校長以下が教授に熱心なると入営者の勉励とに依り其成績宜しく、亦た其中の結髪者の如きも散髪となりし者尠からず。

これらの記事により、早い地域で1898年7、8月から小学校教員が入営準備のために徴兵当籤者を対象に小学校を会場として「徴兵当籤者教育」を沖縄各地で行なっていたことがわかる。その内容は首里区の場合、不就学者に対しては「標準語」の初歩から始めて手紙、次いで地理など兵士に必要な教育に進む予定であり、就学者に対しては兵営内の諸規則などであった。この「徴兵当籤者教育」は、「九月七日より（中略）毎日授業後二時間つゝ教授して十一月九日に至り閉業したり」⁽²⁾、あるいは「九月一日より十一月廿日迄、日に二時間つゝ教授したる」⁽³⁾というよ

うに、多くは入営直前までの2～3ヶ月間続けられた。

そして、小学校教員は教育を担当しただけでなく、同時に提唱者であったことが重要である。1898年7月3日、沖縄県私立教育会中頭郡部会において、中頭高等小学校訓導長嶺朝栄は「徴兵当籤者ヲシテ教育スルノ良法如何」を発題した。これについて、中頭郡部会は「郡長ヨリ各間切長及ヒ各校長ニ照会シ、適宜当籤者ヲ集会セシメ以テ適応セル教育ヲ施行セシメラレシコトヲ郡長ニ建議スルコト」を決定した⁽⁴⁾。その後、中頭郡では小学校教員が「徴兵当籤者教育」の実施計画を協議している⁽⁵⁾。

また国頭郡では、「徴集せらるゝものは概無教育の者多きを以て入営後の不便少なからんことを懸念し、郡内各校相謀り無教育の入営者に対し」⁽⁶⁾、「徴兵当籤者教育」を実施している。

このように小学校教員が率先して「徴兵当籤者教育」を提唱し、実施していた。そしてどの報道をみても教育対象者は徴兵適齢者一般ではなく、徴兵当籤者のみであった。これには、次のような事情があったのではないだろうか。徴兵当籤者は九州の兵営に送られ、多くの大和人のなかで義務を果たさなければならなかった。にもかかわらず、教員自らの経験に照らして就学者の「標準語」などの教育水準を想起すれば、不就学の徴兵当籤者が「標準語」を理解しないであろうことは明らかであった。沖縄人徴兵適齢者の読書算術の教育程度を統計で確かめておけば、1898年については史料がないが、〈表1〉に示したように1899年の場合、「読書算術ヲ知ラサル者」が2962名、76.3%を占めていた。これを全国平均の23.4%と比較すると、読書算術のできない沖縄人徴兵適齢者が圧倒的に多かったことがいっそう明らかである。1898年は、1899年よりも読書算術のできない人の比率がやや高めであっただろう。したがって小学校教員は、「標準語」がわからないために軍隊において上官の命令を理解できず、また軍隊生活が困難な徴兵当籤者が多くいることを容易に予想しえたので、緊急な課題として「標準語」などの「徴兵当籤者教育」を開始したのである。

〔表1〕 沖縄における徴兵適齢者の教育水準（1899年）

	沖 縄		全 国	
	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)
中学校卒業者	4	0.1	1,335	0.3
同上ニ均シキ学力ト認ムル者	20	0.5	3,850	0.9
高等小学校卒業者	64	1.6	26,120	6.2
同上ニ均シキ学力ト認ムル者	82	2.1	20,362	4.9
尋常小学校卒業者	407	10.5	123,402	29.4
同上ニ均シキ学力ト認ムル者	76	2.0	37,209	8.9
稍々読書算術ヲ為シ得ル者	269	6.9	109,009	26.0
読書算術ヲ知ラサル者	2,962	76.3	98,129	23.4

〔史料 「陸軍省第十三回統計年報」 1899年。〕

この活動を根底で支えていたのは、大和人と沖縄人とで立場の違いを含みつつも⁽⁷⁾、沖縄社会を進展させる牽引車たる自負であり、大和と対等な地位を獲得する、他府県並みという目標であった。

大和人教員である沖縄県尋常師範学校教諭安藤喜一郎は、沖縄社会には風教上の欠点が多いとし、それを改めていく社会風教の改新者、維持者、模範者として学校教員を位置づけていた⁽⁸⁾。同じく大和人教員であった那覇尋常高等小学校訓導兼校長菅田豊吉は、「社会改良の大任を負へる教育者」と述べ、「天下の衆生を済度」すると自負していた⁽⁹⁾。このような自負は、大和人の沖縄人に対する優越感であり、また沖縄社会を大和と同等の社会に大和化することは彼らの任務なのであった。

一方、沖縄人教員の西原尋常小学校訓導川上豊蔵は、「児童ノ教育上ニ大切ナル良家庭ガ本県ニハ御座リマセン。從テ良社会モ御座リマセン。今日ノ有様デハ此ノ沖縄ニハ学校教育テウ教育ガ只一ツシカゴザリマセン」と述べ、学校教員が沖縄社会を發展させる先頭に立つ者と自負して児童生徒のみならず、父母まで教育することを主張していた⁽¹⁰⁾。また滋賀県立中学校教諭であった沖縄人教員高良隣徳が、「琉球の人と云へば始めより一種劣等の人種と臆断し之を齒牙に掛けざるもの多し、然らざるも琉球の事と云へば之を等閑に附し去るもの多きが如し、誠に嘆ずべきの至り」⁽¹¹⁾と述べたように、沖縄人教員には沖縄人を対等に扱わず見下している大和人への怒りがあった。少しく敷衍すれば、学校生徒の団体であった⁽¹²⁾名護青年会が趣意書において、「特別の二字は何ぞ沖縄と好縁を有するや。一法制せられ一令出る毎に、沖縄は特別の二字を以て一種の別天地に禁閉を命ぜられつゝあり」⁽¹³⁾と嘆いたように、沖縄には衆議院議員選挙法が施行されていないなど⁽¹⁴⁾、沖縄人は大和人と対等の権利を持つてはいなかった。このことは沖縄においては大和人との関係に具現化した。琉球新報社の太田朝敷は、のちに「我が県政の第一期（1879～1895年——筆者）に於ける我が県民は、政治上の権力と共に社会上の勢力までも抛棄し、恰も食客の位地に置かれ」⁽¹⁵⁾たと述べ、政治経済など様々な分野の主導権を大和人に握られていたことを回想している。自らの生まれ育った土地においてすら「食客」のような位置に沖縄人がある現状を克服して大和人と対等な、他府県並みの地位を獲得したいという願望は切実であった。だからこそ沖縄社会を發展させ、沖縄人も大和人に劣ることはない立派な「日本人」であることを誇示する意識を強烈に持っていたのである。

沖縄県庁はすでに始まっていた「徴兵当籤者教育」をふまえ、徴兵当籤者への教育を制度化した。1898年9月15日付で各小学校長あてに「現役兵員教育課程」を通牒したのである。通牒の全文は以下のとおりである⁽¹⁶⁾。

予て御協議に及び置き候本年入営すべき現役兵員に属する教育課程、別紙の通り相定められ候間、教授方然るべく御取計ひ之あり度、此旨申進じ候也

明治三十一年九月十五日 学務担当

国頭高等小学校長訓導秦蔵吉殿（各尋常小学校長首席訓導宛同文）

現役兵員教育課程

- 一. 軍人に下し賜ひたる 勅諭の大意
- 一. 平仮名片仮名を覚えしむる事
- 一. 住所番地族籍生年月日年月日数字等を漢字にて書き得せしむる事
- 一. 書状発送等の手続を教ふる事
- 一. 普通語

但し仮名と連絡を通じ、身体の各部より日用の衣食住、用品の名称、金銭の換算、軍人の携帯品目、時間の午前午後、用語の自他の区別及び通常の応対等

この通牒は、軍人勅諭の大意、ひらがな・カタカナ、基礎的な漢字、手紙の送り方、日常生活や軍隊生活に関係する「標準語」と教育内容を定めており、前掲した『琉球新報』記事の「首里区徴兵当籤者入営準備」と比較すると、すでに実施されていた内容を踏襲しつつ、内容をより具体化していた。沖縄県庁は、この通牒により小学校教員が実施していた「徴兵当籤者教育」を追認しつつ、具体的に教育内容を示したのであった。ただし、教育時間数、教育程度などの点については規定しておらず、実際の「徴兵当籤者教育」は小学校教員の裁量に委ねるものであった。

この前後に、沖縄県私立教育会は二つの重要な活動を行っていた。

第一は、「小学校教育簡閲点呼法」を沖縄県知事に建議したことである。1898年8月14日の総集会において、沖縄県師範学校長で教育会会長の小川銀太郎は「小学校卒業後満廿年即チ兵役年齢ニ至ルマデハ教育補習齡トシ、毎年八月ニ一回召集シ勅語捧読内地語及ビ已習学科ノ練習等ヲナシ、一方ニハ学校ト家庭トノ連絡ヲ計リ、一方ニテハ学校ノ効果ヲ永遠ニ維持センガ為」に、「小学校教育簡閲点呼法ヲ設クル件」を提出した。教育会はこれを満場一致で可決し、県知事に建議したのである⁽¹⁷⁾。この建議は、小学校卒業生が徴兵検査を終了するまで補習教育を継続して行なうことの制度化を求めたものであり、「徴兵当籤者教育」が不就学者をも対象としていたこととは立場を異にしていた。教育会は徴兵検査終了まで卒業生の教育に責任をもつことを通じて、徴兵令施行に一定の役割を果たすことを意図したのである。ただしこの建議は実行されなかった⁽¹⁸⁾。

第二は、「徴兵当籤者教育」の実態調査である。教育会は、1898年10月2日の常集会において「徴兵当籤者教育」について、「各部会長ニ照会シ其ノ状況ヲ報告セシムルコト」を決定し⁽¹⁹⁾、10月25日に「徴兵当籤者教育状況ヲ取調へ報告相成度旨、各部会長ニ依頼」した⁽²⁰⁾。これは区々な状況であったものを調査し一般的な状態を示すことによって、教員個々に指針を与え、教育会を軸として「徴兵当籤者教育」を組織化しようとするものであった。

副会長安藤喜一郎がこの調査結果を取りまとめ、1899年8月12日の総集会において、「徴兵当籤者教育の状況取調報告」（以下「状況取調報告」）を行なった⁽²¹⁾。報告の項目は、1. 教授事項及程度、2. 教授時間及時間割、3. 受業者の数及学力、4. 断髪者と結髪者との区別、5. 教授者資格及授業方法の大意、6. 小学教育を受けたものは、其効果今日に於て十分認めらるゝや否や、7. 進歩の度、8. 教授者報酬の有無、9. 本教育につき将来の意見であった。この報告は、中頭郡部会、島尻郡部会が寄せた資料をもとにしており、首里、那覇、国頭、宮古、八重山の状況を反映していないけれども、中頭、島尻の二郡の徴兵当籤者数は沖縄全体の半数以上なので、「徴兵当籤者教育」のおおよその動向を検討することが可能な史料である。

(2) 「徴兵当籤者教育」の実態

① 教育担当者

教育担当者は、「重に学区内の正教員にして、重に六週間現役を終りしもの」であった（「状況取調報告」、項目5）。このような教員は、在郷軍人が皆無に等しかった沖縄においては数少ない軍隊経験者であったから、自らを入営直前の徴兵当籤者に対する教育者として適任であると自負していたであろう。ただし六週間現役兵として軍隊を経験していたものは、1896年に11名⁽²²⁾、1898年に19名⁽²³⁾であり、1897年は徴兵検査受検者が22名であった⁽²⁴⁾から、学区内に必ずこのような教員がいるとは限らなかった。喜如嘉尋常小学校では、宮城、新里という二人の雇教員が担当している⁽²⁵⁾。

また「標準語」のわからない徴兵当籤者に対しては「沖縄口」を話せることが不可欠だったことからすれば、実際に教育を担当した多くは沖縄人教員だったであろう。首里区では沖縄人教員が教育を担当し、それを大和人の校長が監督しており⁽²⁶⁾、また那覇区でも沖縄人教員が教育を担当していたのである⁽²⁷⁾。

そして「徴兵当籤者教育」は、学校教員が自発的に取り組んだものだったから、これに対する報酬がなかったことは当然であった（「状況取調報告」, 項目8）。

② 教育対象者

教育対象者は徴兵当籤者のみで、中頭郡では84名、島尻郡では49名、合計133名であった。このうち94名は就学したことのない者たちだった（「状況取調報告」, 項目3）。

1898年の郡区ごとの徴兵当籤者数は不明であるが、徴兵適齢者数に応じて按分するという規定から概算できる⁽²⁸⁾。沖縄全体で徴兵検査を受検するのは3913名、うち中頭郡は1188名（30.4%）、島尻郡は1072名（27.4%）であった⁽²⁹⁾。このことから1898年の徴兵当籤者数はおよそ中頭郡90名前後、島尻郡80名前後と推定できる。したがって必ずしも全員が「徴兵当籤者教育」を受けていたわけではなかった。「無教育者に在りては（中略）不参甚多く」という報告がなされていることから（「状況取調報告」, 項目7の戊）、「徴兵当籤者教育」に参加しない者が多くいたことをうかがえる。

この理由の第一は、徴兵当籤者が入営そのものを忌避していたことである。前述のように、沖縄各地で徴兵忌避があり、また沖縄人兵の逃亡があったことから入営そのものが不満であった徴兵当籤者が多くいたことは容易に予想でき、入営のための教育に出席しないのも当然のことであった。そしてこのことは、学校教育が徴兵令施行に一定の役割を果たそうとすることを批判する動きに連なる。渡名喜小学校『沿革誌』は、1898年の徴兵で渡名喜尋常小学校の卒業生が徴集されたので、「学校ハ兵隊ノ予備校タルノ誤認ヲ懐キ、懇々説諭スレトモ頑トシテ動カズ、剩ヘ入学ヲ拒ミ退学ヲ出願スルノミナラズ、学校ヲ敵視シ」たと記録している。渡名喜島の人々は、学校と徴兵との連関を看破し批判したのである。事実、1897年末の就学者男子42名、女子0名、就学率男子68.8%、女子0%、平均35.6%から、1898年末には就学者男子41名、女子0名、就学率男子50.0%、女子0%、平均25.5%に落ち込んでいた⁽³⁰⁾。

第二は、毎日平均3時間の教育は（「状況取調報告」, 項目5）、徴兵当籤者にとって過重な負担であったことである。彼らにはそれぞれ職業があったから、毎日というのはもともと困難であった。それも多くは首里の12時から2時のように⁽³¹⁾昼間開講したから、「昼間は彼等の職業の妨害となり、それか為に欠席するものあるにより、夜間に教授をなすべき事」（「状況取調報告」, 項目9の6）という意見が出されていたように、「徴兵当籤者教育」に出席することは日常生活に支障をきたしたのである。

そして出席した者のなかには、「血税を大義務と覚悟し、又入営心得に関する談話の如き、熱心に聞」く徴兵当籤者がいた一方で、「軍人は単に恐ろしきものとのみ思ひ、国家的思想などは露程もなく、従ひて入営に関する心得を聞くを喜はず」という徴兵当籤者もいたのであった（「状況取調報告」, 項目6の辛）。

③ 教育内容と程度、時間数

「現役兵員教育課程」が筆頭に掲げていた軍人勅諭の大意は、兵営内の心得や敬礼法とともに修身として扱っていた。ただし修身は「一科を設けて教授したるは少なく」、「標準語」などに交えて教えていた。この報告では、軍人勅諭をいかに教えていたかについては注意していなかった。

ひらがな・カタカナ・漢字は、読書・習字として扱っていた。学校教育経験者に対しては各自の教育程度に応じた内容であったが、そうでない大部分の者に対しては住所氏名生年月日などの読み書き、日常必要な言語や軍隊で使用する器具の名称を尋常小学校第一学年に準じた程度で教えていた。手紙の送り方は、簡単なかなの短文、手紙の書き方とあわせて作文として教えていた。「現役兵員教育課程」では金銭の換算としてのみ示されていた算術は、数字の書き方、簡単な加減乗除を教えていた。また「現役兵員教育課程」では示されていなかった体操を、隊列運動の初歩・柔軟体操の大意という内容で実施している地域もあった。これらのうち、読書・習字・作文・算術については、学校教育を経験しているかどうかで程度を異にし、各自の程度に応じて教育していた（「状況取調報告」, 項目1）。そして教育時間数は一日平均3時間で、一週間に読書6時間、作文6時間、習字3時間、算術6時間であった（「状況取調報告」, 項目2）。これらの内容について「日子僅少のため、開発的に教授する違なきより、多くは注入的に傾きたるものゝ如し」というように教え込んだのである（「状況取調報告」, 項目5）。

この実態を「現役兵員教育課程」と比較するとき、次の点が特徴的である。第一に、「現役兵員教育課程」が軍人勅諭の大意を筆頭に掲げていたことに比して、実際にはそれを読書などに交えて教えており、比重が軽かったことである。第二に、教育担当者に任されていた教育時間数は、読書・作文・習字・算術にすべてを費やしていた。「標準語」教育も軍隊で使用する器具の名称を教えるなど、単に普通教育と呼び得るものではなかったけれども、普通教育的な部分に重点があったのである。教育担当者である小学校教員は、小学校教育を受けていない沖縄人が多数入営することに対応して、読み書き算術といった普通教育こそを第一義的に実施したのである。

そして小学校教員は、過去に就学していた者は「徴兵当籤者教育」の成績が不十分ながらも不就学者よりも優れているとして、小学校教育の効果を認めていた（「状況取調報告」, 項目6）。一方、就学していなかった者について「普通語は、至極簡単なるものにあらされは出来ず」など、とりわけ「標準語」教育に困難を感じていた（「状況取調報告」, 項目7）。したがって小学校教員は、小学校教育の水準向上をめざしつつ、徴兵当籤者が就学していなかったことを問題視し、学齢児童に対する就学督励をいっそう重視するのであった。

④ 教育担当者の「徴兵当籤者教育」に関する意見

「状況取調報告」の項目9は、「徴兵当籤者教育」に関する教育担当者の意見を記している。そこには、「徴兵当籤者教育」の組織化をめざしているという特徴があった。組織化は二つの意味を含んでいる。

第一は、「徴兵当籤者教育」の義務化である。「当籤者は、必ず修学せざるべからざる義務あるものなることを、知らしむる方法を設くること」、「本教育に関する規程を、本県一般に公布せられたきこと」という意見である。これは、実施していない地域もあれば、参加しない徴兵当籤者もいる状況を反映していた。そして、「郡内有志者の寄付金を募り、該教育費に充てること。（即ち文具類等を給与すること）」という義務化を財政的に支える具体案も提案されていた。

そして義務化の意見には、「夜学校を設置し、来年度の壮丁者は、必ず入学すへき制裁を嚴重に設くへき事」と、徴兵当籤者に限らずにすべての徴兵適齢者に対して準備教育を行なう構想も含まれていた。この構想は、1898年5月から大宜味尋常小学校訓導平良保一が実施していた塩屋夜学校に注目したものであった。この塩屋夜学校では貧困家庭の子弟のうち不就学者に対して無償で普通教育を行なっており、『琉球新報』や『琉球教育』が紹介していた⁽³²⁾。平良は必ずしも徴兵令施行を意識していたとはいえないけれども、徴兵当籤者に対する教育を徹底するために夜

学校に注目し活用することを構想する小学校教員がいたのである。同時に、「教育会にて決議したる、小学校教育簡閲点呼を実行すること」と小学校卒業者に対する補習教育の徹底を構想する小学校教員もあり、徴兵準備教育の対象者について意見を異にしていたが、二つの意見は相互に補完しあいうるものであった。

第二は、「徴兵当籤者教育」の内容の基準制定である。「入営後、必要なる言語、器物の名称、学科の初歩、其他必要なる事を記し、五六月にして読み得る、書籍を編纂すること」という意見である。これは、とりわけ不就学者に対する教育に困難を感じていた教育担当者が、依拠し得る基準と具体的な教材を求めたものである。また「五六月にして」というのは、抽籤終了後すぐに教育を開始した場合の入営までの期間であるから、これは内容の基準制定と同時に徴兵当籤者に対する教育に少しでも早くから着手することを提案したのもであった。

(3) 「徴兵当籤者教育」の展開

1898年12月1日に沖縄人兵が入営し、前述のように軍は彼らに対して大和人兵よりも低水準の教育・訓練を「通訳」を介して行なった。軍はくりかえし多くの沖縄人兵が「標準語」を理解できないことを問題視した情報を伝えており、それを受けて『琉球新報』は小学校教員に、「県下有志の士希くは普通教育の益々隆盛に益々進歩の計画あらん事を」⁽³³⁾、「吾輩は世の有志者にして今後新入営兵に対し入営前の準備教育を施さんと欲せば、先づ第一に他の学科よりも普通語の教育を十分に施すの最も必要なるを認むるなり」⁽³⁴⁾と要望していた。またこうした情報は沖縄人兵からも伝えられる。第四十七連隊に入営していた安慶田景久は、沖縄人兵は「大概未曾て普通教育を受けしことなき文盲漢のみ」であり、軍隊内の学科成績が大和人兵よりも劣ることから、「我沖繩県普通教育の普及せざる」ことを嘆き、沖縄県の当局者に普通教育に尽力することを求めている⁽³⁵⁾。

小学校教員も同様に「標準語」の教育が必要だということを痛感していたであろう。小学校教員は「徴兵当籤者教育」においてばかりでなく、1899年2月に国頭郡小学校校長会が各村に夜学校を設けることを決めるなど⁽³⁶⁾、夜学校を開設し20歳以下の青年すなわち徴兵適齢者及び徴兵適齢前の男子に対する「標準語」教育を積極的に担った。『琉球新報』(1899年4月13日付)は「宮城村の夜学会」と題して、以下のように報じていた。

同間切(南風原間切——筆者)宮平村大城冬十は同尋常校の教員なるか、毎日午後七時より同村人民十五六歳以上二十歳迄の徴兵適齢の青年男子を自宅に集め、普通語及び普通学の一班を教授しつゝありと聞く

このように小学校教員が夜学校を開設して、徴兵当籤者をも含む15、16歳から20歳の男子一般を対象とした「標準語」などの教育に取り組む地域があった。一方、「風俗改良」運動の一環として、間切役人などが夜学校を設置し小学校教員に担当を依頼した地域もあった。宜野湾間切では、役人を中心とした懇親懇話会が1899年1月に「各村に夜学会を設立せしむる」こととし、「教授細目の編成を学校に依頼」し「時々学校職員に巡視を乞ふこと」を決めている⁽³⁷⁾。これらの準備教育は、「徴兵当籤者教育」が抽籤終了後の短期間に集中して教えるのに対して、徴兵検査以前から実施する比較的長期にわたるものであった。これは沖縄人徴兵適齢者の普通教育水準を向上させることによって入営者の質を高めようとするものであり、また言語風俗生活習慣を大和

化する日清戦争後の「風俗改良」運動には学校教員が行なう「標準語」などの普通教育が不可欠なことを示していた⁽³⁸⁾。

しかし、準備教育の実施は徴兵令施行の1898年と同様、1899年以降も困難であった。『琉球新報』（1900年10月15日付）は「首里区の新兵教育」と題して、以下のように「徴兵当籤者教育」に出席者がいないことを報じている。

近来首里区の新兵は出席して授業を受くるもの一人もなかりし由なるか、先づ其の原因を聞くに通学の時間を惜みて銘々最寄りの学校生徒の許にて独習をなす有様なるに依り、受持教師よりは多少の時間を費しても可成的学校へ出席して規則正しき教育を受くる様勧誘するも容易に聞き入れずとの事なるか、本年の徴兵当籤者も多くは無教育のものにて、これには受持教師も余程困難し居るよしにて、昨年の新兵中には三ヶ月間に五十音の書き方さへも満足に書けぬものありたりと云ふ。

「通学の時間を惜みて」とあるように、徴兵当籤者にとって毎日それも3時間前後の教育を受けることは日常生活に支障をきたすばかりでなく、入営を忌避する沖縄人も多かったのだから、入営のための準備教育に欠席者が多かったことは当然であった。

そしてこうした実態は、「風俗改良」運動の一環として夜学校を設置した場合についても、運動そのものの活動が停止する機会が多かった⁽³⁹⁾ことから推測すれば変わりはないであろう。徴兵令施行直後の「徴兵当籤者教育」や夜学校は、沖縄人が徴兵を忌避している状況にあって停滞していたのである。

— 注 —

- (1) 徴兵当籤者に対する事前教育には、徴兵当籤者教育、徴兵当籤者講習会、現役兵員教育など当時から様々な名称があり、また先行研究でも壮丁教育、壮丁予備教育、徴兵適齢者教育などを用いており、一定した名称が存在しない。本論文では、教育対象者が徴兵当籤者に限られていたことと、沖縄県私立教育会による「徴兵当籤者教育の状況取調報告」（『琉球教育』第44号、1899年8月）を重視し、「徴兵当籤者教育」と呼称する。
- (2) 喜如嘉尋常小学校『沿革誌』。本史料は浅野誠氏の提供による。
- (3) 「徴兵当籤者教育の状況取調報告」、沖縄県私立教育会『琉球教育』第44号、1899年8月。『琉球教育』復刻版、第5巻、本邦書籍、1980年、116頁。
- (4) 「中頭郡部会」、『琉球教育』第31号、1898年7月。前掲『琉球教育』復刻版、第4巻、44頁。
- (5) 「中頭郡の徴兵当籤者の教育」、『琉球新報』1898年9月3日付。
- (6) 喜如嘉尋常小学校『沿革誌』。
- (7) 儀間園子「明治中期の沖縄教育界——本土出身教師と沖縄出身教師——」（史海同人『史海』創刊号、1984年）は、教員の出自による立場の違いから生じる葛藤に注目している点で、筆者にとって示唆的であった。
- (8) 安藤喜一郎「自覚セヨ教育者ハ其ノ任務ノ大ナルヲ」、『琉球教育』第27号、1898年3月。前掲『琉球教育』復刻版、第3巻、205頁。
- (9) 誉田豊吉「現今教育者の責任」、『琉球教育』第28号、1898年4月。前掲『琉球教育』復刻版、第3巻、247～249頁。

- (10) 川上豊蔵「家庭教育者ヲ教育セヨ」,『琉球教育』第20号,1897年8月。前掲『琉球教育』復刻版,第2巻,299~302頁。
- (11) 高良隣徳「琉球教育に就て」,大日本教育会『大日本教育会雑誌』第180号,1896年8月。『大日本教育会雑誌』復刻版,第29巻,宣文堂,1969年,3945頁。
- (12) 「名護青年会」,『琉球教育』第43号,1899年7月。前掲『琉球教育』復刻版,第5巻,81頁。
- (13) 「名護通信」,『琉球新報』1899年7月27日付。
- (14) 1900年3月28日法律第73号「衆議院議員選挙法改正」ははじめて国政選挙を,那覇区,首里区,国頭郡,中頭郡,島尻郡にも適用することを定めたが施行は延期しており,1912年3月29日勅令第58号「沖縄県ニ衆議院議員選挙法施行ノ件」により施行されたのだった。そして1919年5月22日法律第60号「衆議院議員選挙法中改正」により,残された宮古郡,八重山郡にも施行された。
- (15) 太田朝敷『沖縄県政五十年』国民教育社,1932年,192頁。ここでは,おきなわ社による再版,1957年によった。
- (16) 「国頭郡部教育上の事項」,『琉球教育』第35号,1898年11月。前掲『琉球教育』復刻版,第4巻,168頁。
- (17) 「会務報告」,『琉球教育』第33号,1898年9月。前掲『琉球教育』復刻版,第4巻,108頁。
- (18) 「徴兵当籤者教育の状況取調報告」のなかで,「教育会にて決議したる,小学校教育簡閲点呼を実行すること」という意見が述べられていることを根拠としている。『琉球教育』第44号,1899年8月,前掲『琉球教育』復刻版,第5巻,117頁。
- (19) 「常集会」,『琉球教育』第34号,1898年10月。前掲『琉球教育』復刻版,第4巻,140頁。
- (20) 「十月廿五日」,『琉球教育』第34号,1898年10月。前掲『琉球教育』復刻版,第4巻,141頁。
- (21) 『琉球教育』第44号,1899年8月。前掲『琉球教育』復刻版,第5巻,113~117頁。
- (22) 「同校本年の卒業生」,『琉球教育』第6号,1896年6月。前掲『琉球教育』復刻版,第1巻,258頁。
- (23) 「本県師範学校卒業生」,『琉球教育』第31号,1898年7月。前掲『琉球教育』復刻版,第4巻,34頁。
- (24) 「本県の六週間現役兵」,『琉球教育』第18号,1897年6月。前掲『琉球教育』復刻版,第2巻,252頁。
- (25) 喜如嘉尋常小学校『沿革誌』。
- (26) 「首里区徴兵当籤者入営準備」,『琉球新報』1898年9月9日付。
- (27) 「那覇区の新兵教育」,『琉球新報』1900年11月17日付。「那覇区現役兵の教育」,1902年9月25日付。
- (28) 1889年2月25日勅令第13号「徴兵事務条例」第22条は,「新兵ノ配賦ハ壮丁ノ総数ヲ率トシ比例ヲ以テ之ヲ定ム」と規定している。
- (29) 「徴兵雑俎」,『琉球新報』1898年4月23日付。
- (30) 渡名喜小学校『沿革誌』,沖縄県立図書館史料編集室所蔵(複製本)。
- (31) 「首里区徴兵当籤者入営準備」,『琉球新報』1898年9月9日付。
- (32) 「塩屋夜学校」,『琉球新報』1898年11月25日付。禰苗代「夜学校を参観して感ずる所を陳べ併せて県下の教育者に望む」,『琉球教育』第38号,1899年2月,前掲『琉球教育』復刻版,第4巻,259~261頁。
- (33) 「第二十三連隊本県新兵入隊後の景況(続)」,『琉球新報』1899年2月24日付。
- (34) 「本県出身兵の状態」,『琉球新報』1899年9月5日付。
- (35) 「入営紀行(前承)」,『琉球新報』1900年6月3日付。
- (36) 「国頭郡小学校々長会の情況」,『琉球教育』第39号,1899年3月。前掲『琉球教育』復刻版,第4巻,318~319頁。

- (37) 「中頭通信（風俗改良会）（続）」、『琉球新報』1899年1月27日付。
- (38) 「風俗改良」運動への学校教員の関与について筆者は、「日清戦争後の沖縄における『風俗改良』運動の実態——【父兄懇談会】の開始を中心に——」（南島史学会編『南島——その歴史と文化——』第7巻、1994年12月刊行予定）において検討した。
- (39) 「大宜味だより」、『琉球新報』（1903年8月19日付）や、「佐敷村社会教育誌（一）」、『琉球新報』（1911年1月5日付）によれば、大宜味や佐敷では1901～1905年頃、風俗改良会の活動が停止していた。

3. 徴兵忌避撲滅策と教育機関

(1) 沖縄における徴兵忌避に関する陸軍省の認識

沖縄において徴兵忌避は絶えることがなかった。1910年までの徴兵忌避の被告発者数を〈表2〉に示した。常に多くの徴兵忌避者がおり、なかでも北清事変の1900年、日露戦争の1905年が群を抜いていたことが見て取れよう⁽¹⁾。

〈表2〉 沖縄における徴兵忌避による被告発者数（1898年～1910年）

年	1898	1899	1900	1901	1902	1903	1904	1905	1906	1907	1908	1909	1910
人数(人)	30	18	90	51	86	69	40	139	34	40	6	12	37

〔史料 「沖縄警備隊区徴兵事務ノ件」、「陸軍省大日記」中「貳大日記」乾1910年8月、防衛庁防衛研究所蔵。〕

日露戦争後、陸軍は沖縄における徴兵忌避者の多さに注目し、徴兵忌避撲滅の方途を追求し始めている。1909年、沖縄警備隊区は沖縄における徴兵忌避の状況を具体的に陸軍省に報告した。そのなかで「本県人ハ一般ニ旧習ヲ墨守スルノ風アリテ、今尚結髪スル者多シ。而シテ徴兵忌避ノ念最モ旺盛ニシテ頑冥度シ難キカ如キ者ハ、概シテ結髪士族ナルカ如シ。故ニ速ニ断髪ヲ励行シ旧習ヲ打破シ、以テ有形的ニ精神ヲ新ニスルコトモ亦改善ノ一手段ナルヘシ」⁽²⁾と、徴兵忌避撲滅策として断髪を行ない琉球王国時代からの習慣を打破することによって忠君愛国の精神を涵養する手段を提案している。報告を受けた陸軍大臣は沖縄県知事にあてて「宜シク厳ニ当事者ヲ戒飭督励シ且関係軍衙トモ協カシ、諸種ノ方法手段ヲ講シテ徴兵忌避ヲ防遏シ壮丁ノ衛生状態ヲ良好ナラシムルニ一層努力セラレンコトヲ望ム」⁽³⁾と徴兵忌避を撲滅する方策を求めた訓示を發した。

1910年に陸軍省は堀吉彦を沖縄に派遣し徴兵検査を視察させており、彼は陸軍大臣にあてた1910年6月18日付「沖縄警備隊区徴兵事務視察報告」⁽⁴⁾を提出している。その報告は、「徴兵医官ニ対シ豪然トシテ自ラ徴兵ヲ忌避スルモノナル旨ヲ陳述」する例などをあげ、沖縄では「未タ忌避減退ノ兆ナキハ争ハレサル所」であり、沖縄における徴兵忌避は「内地ニ於ケル忌避トハ大ニ其ノ性質ヲ異ニスルモノアリ」として、「頑陋結髪ノ徒」である「支那崇拜ノ系統ヲ有スル頑固士族」と「経済上極端ナル利己主義ヨリ来レルモノ」をあげている。そして、「教育ノ進歩、時勢ノ変遷ニ伴ヒ自ラ湮滅スヘキ趨勢ヲ有スルモノナルヘキカ故ニ、現今ハ過渡時代トシテ甚シク憂フルニ足ラサルヘシ」と述べ、教員や在郷軍人の活動が「頑固士族」の徴兵忌避者を減じつつあることを評価しつつ⁽⁵⁾、さらなる「進歩」を求めたのである。一方「利己主義」の徴兵忌避者については「漸次蔓延ノ傾向ヲ有スルカ故ニ特ニ一層ノ戒心ヲ要ス」とした。こうした把握のもと、徴兵忌避撲滅策について、「中央部トシテハ今日ノ場合、大体ニ於テ師団以下及地方当

局者ヲ信頼シ其ノ成果ヲ俟ツノ外ナカルヘキカ如クナレトモ、之カ監督ニ就テハ至大ノ注意ヲ要スル」と陸軍省の監督のもとで沖縄警備隊区や沖縄県庁に立案，実行を委ねたのであった。これを受けて沖縄県知事日比重明は，陸軍大臣に「知事ハ県下ニ徴兵忌避者続出シ慚愧ニ堪ヘス。今後ハ心カヲ尽シテ之カ予防ニ努メ，盟テ之カ撲滅ヲ期スルモノニシテ，少ナクモ明年迄ニハ大ニ其ノ面目ヲ改メンコトヲ期ス」と報告するよう堀に求めた。徴兵忌避撲滅という陸軍の要請に応えようとしたのである。

そして陸軍は，「本県下一般ノ軍事思想ハ不十分ナリ。(中略) 徴兵忌避行為勤カラサルハ誠ニ遺憾トスル処ナリ。要スルニ本県民ハ歴史的ニ勇氣欠如シ居ルモノ、如シ」⁽⁶⁾，「本県ニ於ケル軍事思想ノ幼稚ナルト国家思想ノ薄弱ナルトハ，遂ニ徴兵ヲ忌避シ動モスレハ兵役ノ大義務ヲ免レントスルモノ多シ」⁽⁷⁾，また「沖縄県ヨリ入隊スル兵員中ニハ往々兵役ヲ忌避シテ傷病ヲ作為スル者アリ。若シ入隊時ノ身体検査ニ際シテ之ヲ軽卒ニ看過シ一般ノ傷病者ト同様ニ取扱フカ如キコトアリテハ，徴兵忌避防遏上不良ノ影響ヲ致ス虞アリ」⁽⁸⁾など，くりかえし沖縄人の徴兵忌避及び軍事思想の欠如を問題にした。沖縄県知事にとって徴兵忌避撲滅は避けられない課題であったのである。

(2) 沖縄県庁の徴兵忌避撲滅策

沖縄県庁は，1910年7月25日沖縄県訓令乙第六十五号「就学兵役納税衛生風俗ニ関スル件」⁽⁹⁾，同乙第六十六号「兵役義務励行規定」，同乙第六十七号「小学校児童身体検査ノ際不具者等発見ノトキ報告方」⁽¹⁰⁾を發し，徴兵忌避撲滅に着手した。これらの訓令の特徴は，小学校教員，官吏，在郷軍人などに対して，沖縄人男子が故意に身体に傷害を作らないように小学校在学中から徴兵検査終了まで監視し続け，あわせて忠君愛国の精神，尚武思想，兵役義務観念を養成することを求めた点にある。

沖縄県訓令乙第六十五号は，「兵役納税ノ二大義務ハ国民ノ当ニ尽ス可キ本分」であり「国民ノ榮譽」であるにもかかわらず，「此等ノ点ニ関シ深く遺憾トスルコロ少カラス」と，義務の履行という観点から就学，兵役，納税，衛生，風俗を改善すべく，「各方面官吏ノ協力尽瘁」を求めたものである。すなわち，教育関係者に対し児童の就学義務励行と児童及びその家族に対する忠君愛国の精神の鼓吹を，地方官吏に対し性病，トラホームの伝染を予防すべく衛生思想の普及と毛遊⁽¹¹⁾の禁止を行なうように求めた。そして結髪者を断髪させることについて「旧弊ノ思想ヲ一洗シテ兵役納税等ノ義務ヲ履行スル一方便トモナル」と意義づけていた。

沖縄県訓令乙第六十六号は，今のところ条文は確認できないけれども，後述する島尻郡達がこれに依拠していること，1922年12月19日沖縄県訓令甲第二十九号「壮丁身体調査及予習教育ニ関スル規定」⁽¹²⁾の施行により廃止されていることから内容を推測することができる。すなわち徴兵適齢以前の男子に対する身体検査の実施と性病やトラホームなどの疾病者に対する治療を受けさせることなどを定めていたであろう。

沖縄県訓令乙第六十七号は，「小学校ニ於テ(中略)男児ニシテ不具者若ハ身体ニ著シキ毀傷アル者ヲ発見シタルトキハ，学校長ハ其ノ原因及状態ヲ調査シ(中略)遅滞ナク島司，郡区長ニ報告」することを求めたものである。男子に限定して調査，報告を求めていた点に徴兵との関連が示されている。小学校段階から監視することにより，指を切断するなどの徴兵忌避を未然に防ぐことを意図していた。小学校教員は徴兵忌避撲滅策にとって不可欠な存在であった。

これら一連の訓令は一般的な規定であり，具体的な方策は郡区ごとにたてていた。ここでは内

容を知ることができた国頭郡と島尻郡について検討する。国頭郡庁は、1911年1月「徴兵忌避予防実行方法」を定めている⁽¹³⁾。また島尻郡庁は、1911年3月23日島尻郡達第四号「兵役義務励行規定」を定めている⁽¹⁴⁾。これらを以下に掲げる。

(国頭郡) 徴兵忌避予防実行方法

- 一. 兵役義務ノ貴重ナルコトヲ周知セシメ、尙武思想ノ養成ヲ図ル為メ夜学会幻燈会講談会等ヲ開催スルコト。
- 二. 壮丁ノ予習教育ヲナスコト。
- 三. 戦死軍人ノ招魂祭ヲ執行シテ其靈魂ヲ慰ムルト同時ニ、其遺族ヲ優待スル方法ヲ計ルコト。
- 四. 村兵事会、在郷軍人村分会及青年会等ノ諸団体ニ於テ協力尽瘁シ、諸種ノ方法手段ヲ講スルコト。
- 五. 徴集ニ応ジタルモノノ為ニハ村内ヨリ相当ノ援助ト便宜ヲ与フル方法ヲ設クルコト。
- 六. 満十七歳以上徴兵適齡ニ至ル迄ノ男子ヲ召集シ、毎年一回駐在巡查若クハ受持巡查ト共ニ其身体ノ状態ヲ調査スルコト。
- 七. 徴兵適齡者ニ対シテハ医師及ヒ駐在巡查若クハ受持巡查ト共ニ、徴兵検査ニ二ヶ月前ニ於テ壮丁検査ヲ行フコト。
- 八. 第六項ノ調査及第七項ノ検査ノ結果、花柳皮膚病トラホーム其他ノ疾病ヲ発見シタル時ハ一定ノ期間ヲ指定シ医師ノ治療ヲ受ケシムルコト。
- 九. 前項ノ期間内ニ医師ノ治療ヲ受ケザルモノニ対シテハ、徳義上ノ制裁ヲ加フル途ヲ開クコト。
- 十. 徴兵検査場ニハ父兄其他ノ親近者随伴ヲ禁止スルコト。
- 十一. 徴兵適齡前ニ結婚セザル様勧誘スルコト。
- 十二. 現役兵入営ノ為メ那覇迄ノ間ニ於テ無用ノ金銭ヲ消費シ、且故意ニ身体ヲ損傷辱弱セシムルモノアリ。最モ戒告防止スルコト。
- 十三. 徴兵検査成績ヲ各字ニ発表スルコト。
- 十四. 入営新兵及解除帰郷兵ヲ公式ヲ以テ送迎スルコト。
- 十五. 帰郷兵ニ対シテハ入営中ノ成績ニ依リ表彰スルコト。
- 十六. 在郷軍人及ビ現役兵門標ヲ掲グルコト。
- 十七. 在郷軍人ノ定期召集ヲ促シ、国家的思想ヲ養成スルコト。
- 十八. 徴兵忌避者ヲ出ササル趣旨ノ申合規約ヲ設ケ、違反者アル時ハ其戸主及本人ニ徳義上ノ制裁ヲ加フル途ヲ開クコト。

(島尻郡) 兵役義務励行規定

- 第一条 町村内ニ於ケル壮丁ヲシテ完全ニ兵役義務ヲ履行セシムル為メ本規定ヲ設ク。
- 第二条 町村長及小学校長ハ第三条ニ定ムル実行委員ノ指導監督ノ任ニ当リ又ハ協力シテ実行ヲ期スヘシ。
- 第三条 字青年会ニ於テハ本規定ヲ励行スル為メ、衛生組合若クハ旧来ノ組ヲ一区域トシ実行委員二名以上ヲ置クヘシ。実行委員ハ可成字内ニ於ケル名望家及在郷軍人中ヨリ字青年会之ヲ推薦スルモノトス。

第四条 実行委員ノ住所氏名ハ青年会長ヨリ町村長ヲ經テ郡長ニ報告スヘシ。

第五条 実行委員ハ明治四十三年冲縄県訓令乙第六十六号ノ趣旨ヲ体シ、左ノ各項ヲ実行スヘシ。

- 一. 尚武ノ思想ノ養成ヲ図ル為メ、其区域ニ於ケル十五才以上二十才ニ至ル男子及其父兄ニ対シ、常ニ其言動ニ注意シ勉メテ相接近シ以テ和親ヲ計ルコト。
- 二. 故意ニ疾病ヲ作為シ又ハ身体ヲ毀傷スル者若クハ之等ノ教唆ヲ為ス者ナキ様深く警戒ヲ加フルコト。
- 三. 徴兵適齡者及徴兵身体検査ノ結果甲種合格シタル者ニシテ傷痍疾病ニ罹リタルモノアルトキハ、其原因ヲ取調ヘ医師ノ治療ヲ受ケサルモノハ直ニ之ヲ勧誘スルコト。
- 四. 壮丁兵役ニ關係アル者ニシテ他ニ転籍寄留スル者アルトキハ其行先ヲ取調ヘ、又ハ十四日以上ノ旅行ヲ為ス者ニ対シテハ其動静ヲ調査スルト同時ニ、本人及家族ニ対シ正當届出ヲ勧告スルコト。
- 五. 夜間青年男女ノ混遊及徴兵身体検査前結婚スルヲ防止スルコトニ努力スルコト。
- 六. 男子ニシテ結髮ノ者ハ此際断髮ヲ勧誘スルコト。
- 七. 徴兵身体検査ノ為徴兵検査場ニ出頭スル者受検査者一人トシ、家族親族知友ノ随伴ヲ嚴禁スルコト。
- 八. 現役兵入営ニ際シテハ軍人優待会等ノ団体ニテ送別スルノ外、個人相互間ニテ金品贈与ノ旧習ヲ廃止スルコト。
- 九. 現役兵那覇出發ノ際多量ノ物品携帯及家族外ノ見送ヲ嚴禁スルコト。
- 十. 在營者ニ対シ妄ニ金錢物品ノ送付ヲ為サル様其父兄ニ戒告スルコト。
- 十一. 現役及予備後備役中戦死病没シタル者ノ遺族及廢兵並ニ入営兵ノ家族ニ対シテハ、慰安ヲ与エ又ハ諸種ノ便益ヲ計ルコト。
- 十二. 現役兵退營帰郷ノ際土産物ヲ配与スルコトヲ絶対ニ禁スルコト。
- 十三. 前各項ノ事実アリタルトキハ遲滞ナク青年会長ニ報告シ且ツ必要ノ場合ハ町村長区長駐在巡查及受持巡查ニ協力ヲ求ムルコト。

第六条 青年会長ハ実行委員ヨリ前条ノ通報ヲ受ケタルトキハ相当ノ措置ヲ為シ、其委細ハ速ニ町村長ニ通報スヘシ。

第七条 徴兵忌避者及教唆者ニ対シ町村青年会字青年会ノ決議ニ依リ徳義上ノ制裁ヲ加ヘタルトキハ直ニ町村長ヲ經テ郡長ニ報告スヘシ。

第八条 町村青年会字青年会其他ノ集会ヲ開催スル時ハ、尚武ノ思想ノ養成ニ関スル講話ヲ為スヘシ。

第九条 町村長及小学校長ハ相当ノ方法ヲ設ケ、壮丁ノ予習教育ヲ為スヘシ。

第十条 (略)

第十一条 町村長ハ毎年九月ニ於テ滿十七才以上滿二十才未滿ノ男子ヲ召集シ、駐在巡查若クハ受持巡查ト共ニ身体ノ狀況ヲ調査スヘシ。召集ニ応セサル者ニ対シテハ、其家庭ニ就キ之ヲ查察スヘシ。(後略)

第十二条 町村長ハ徴兵適齡者及前年仮決者ニ対シテハ、村医及駐在巡查若クハ受持巡查ト共ニ、毎年徴兵署開始ニケ月前ニ於テ身体検査ヲ予行シ、其結果ヲ第二号表ニ依リ報告スヘシ。

第十三条 第十一条ノ調査、第十二条ノ検査及徴兵身体検査ノ結果甲種合格シタル者ニシテ

花柳病皮膚病トラホーム鼠蹊線肥大其他ノ傷痍疾病ヲ発見シタルトキハ、村雇医ニ其人名書ヲ送付シ、本人及父兄ヲ呼出シ、直ニ村雇医ノ診察ヲ受ケシメ治療スル迄、治療ヲ受ケシムヘシ。

雇医ヲ置カサル町村ニアリテハ本人及父兄ノ好ム医師ニ診察セシメ、其医師ト連絡シ治療セシムヘシ。

前二項ニ依ル治療ヲ受ケサル者ニ対シテハ、町村青年会又ハ字青年会ノ決議ニ依リ徳義上ノ制裁ヲ加フヘシ。

但シ現役兵当籤者ハ集合地ニ於ケル身体検査施行当日医師ノ治療証明書携帯セシムヘシ。

第十四条～第十八条 （略）

この「徴兵忌避予防実行方法」と「兵役義務励行規定」から、次のことがわかる。

第一は、村内の青年会、小学校、在郷軍人会、警察などを組織化し、それらの活動によって徴兵忌避を撲滅しようとしたことである。国頭郡では村内の戸主及び在郷軍人からなる村兵事会や在郷軍人会村分会、そして小学校長が運営に大きく関与していた青年会などの協力体系を（第四号）、また島尻郡では町村長、小学校長が青年会の推薦する名望家や在郷軍人などの実行委員を指導監督するという体系（第二条、第三条）を組織していた。

この組織は、小学校教員や在郷軍人、地域の有力者が青年を監視することに加えて、青年会を通じて青年層の相互監視を強いていたことに特徴がある。島尻郡では、日露戦争後に小学校教員を各字に分散居住させて、彼らに青年会の指導を担当させていた⁽¹⁵⁾。また国頭郡では、1911年1月に国頭郡校長会において青年会の組織運営の打ち合せを行っていた⁽¹⁶⁾。青年会は日露戦争後に小学校教員などによって新たな社会教化団体へと改編していたがゆえに、自らの構成員の徴兵忌避を撲滅する役割を担わされたのである。

第二は、青年層を監視し続け忌避的行為に対して村ぐるみで制裁を加えることである。指を切断する、眼球をつぶすなど身体を傷つけることによる徴兵忌避に対処すべく警戒しつつ（島尻郡第五条第二項）、十七歳以上の青年に対して警察と共に医師が身体の状態を調査し（国頭郡第六号、島尻郡第十一条）、なかでも徴兵適齢者に対しては徴兵検査直前に予行の徴兵検査を実施した（国頭郡第七号、島尻郡第十二条）。これらの検査により判明した疾病者に治療を受けさせ（国頭郡第八号、島尻郡第五条第三項・第十三条第一項）、治療を受けない場合には制裁を加えるのである（国頭郡第九号、島尻郡第十三条第三項）。また入営直前に身体を傷つけ除隊をもくろんだ徴兵忌避者がいたため⁽¹⁷⁾、那覇までの移動にも注意を払っていた（国頭郡第十二号）。一方、青年の言動に注意を払い（島尻郡第五条第一項・第四項）、性病等の伝染を予防すべく毛遊を禁止し（島尻郡第五条第五項）、また結髪者に対して断髪を奨励した（島尻郡第五条第六項）。そして地域の社会的環境が「壮丁等ヲシテ忌避ヲ余儀ナクセシムル」⁽¹⁸⁾ものが多いと認識し、徴兵検査場へは徴兵検査受検者以外の立ち入りを禁止する一方で（国頭郡第十号、島尻郡第五条第七項）、これらの徴兵忌避撲滅の方策を実現するために住民を取り込んだ規約（国頭郡第十八号）や青年会によって（島尻郡第五条第十三項・第七条）、すなわち地域住民自身によって徴兵忌避者及び教唆者に制裁を加えさせ、徴兵忌避を行なう社会的環境を撲滅することを意図したのである。

第三は、徴兵適齢前の青年に対する教育を実施し、忠君愛国の精神、尚武思想、兵役義務観念の養成を求めたことである。これまでも行なわれていた徴兵適齢者に対する事前教育を完全実施

することを求めたばかりでなく（国頭郡第二号，島尻郡第九条），夜学会，幻燈会，青年会などの様々な機会を通じて尚武思想の養成を求めたのである（国頭郡第一号，島尻郡第五条第一項・第八条）。国頭郡では「明治四十三四年頃より，各小学校に於て壮丁の学力補習を行ひ，合格者に対しては特に入営前後の心得，通信の方法等を授け，普通語の練習をなさしめつゝあり。又村在郷軍人分会と連絡をとり，分会長其他の適任者をして教練の準備を実地に授くる所あり」⁽¹⁹⁾という状態であったとされる。同郡大宜味村では設置と消滅を繰り返していた夜学会が青年会のもとで日常化し，また兵管内の心得を中心とした徴兵当籤者に対する教育を「役場より通知し来りて教育を施す仕組」によって実施していた⁽²⁰⁾。「徴兵当籤者教育」や夜学校などの徴兵適齢者に対する教育は，徴兵忌避撲滅策の実施によって確立したのである。この時点を境に，沖縄人が徴兵義務を果たすことによって大和と対等の地位獲得をめざした小学校教員の活動から，徴兵忌避撲滅策の一環として組織された教育へと性格を変えたのである。

第四は，入営者及びその係累に対する経済的な援助を行なうことである。入営者に援助と便宜を与え，とりわけ入営者が死亡した場合の遺族の優遇を掲げた（国頭郡第三号・第五号，島尻郡第五条第十一項）。同時に入営者及び係累に極力金銭を使わせないことによって（国頭郡第十二号，島尻郡第五条第八項・第九項・第十項・第十二項），経済的な理由による徴兵忌避を撲滅することを意図した。これは前述のように経済的な理由による徴兵忌避が増加することを恐れた陸軍の認識を反映していた。その他，早婚の風習は「其ノ情緒及家事ノ繫累ニ牽制セラレ」⁽²¹⁾るので徴兵適齢前の結婚を極力防止した（国頭郡第十一号，島尻郡第五条第五項）。

こうして陸軍の要求に応えた沖縄県庁は，小学校教員，官吏，在郷軍人などを中心とした組織を沖縄各地に張りめぐらし，徴兵適齢者，徴兵適齢前の青年はもちろん，地域住民の多くを取り囲んで，徴兵忌避を撲滅する方策を実施していくのであった。これにより，徴兵忌避者は減少していく。1915年までの徴兵忌避被告発者数は774名であり⁽²²⁾，1910年までの652名を差し引いた122名が，1911年から1915年までの5年間の被告発者数であり，年平均25名弱であった。ただし徴兵忌避による被告発者が減少したとはいえ，撲滅をめざした陸軍にとっては不十分であり，沖縄警備隊区司令官梅田岩樹が郡区長会合の席上で，1915年の徴兵検査に徴兵忌避者がいたことを述べ，「民衆を指導し且青年の志気を作興せしめさるへからず」と要請したように，いっそう徴兵忌避撲滅，兵役義務の徹底を強調していくのであった⁽²³⁾。

— 注 —

- (1) 堀吉彦による「沖縄警備隊区徴兵事務視察報告」（『陸軍省大日記』中『貳大日記』乾1910年8月，防衛庁防衛研究所蔵）によれば，徴兵忌避告発の方法は以下のとおりである。

徴兵検査ニ於テ兵役ヲ免レンカ為身体ヲ毀傷セル者ト認メタルモノハ，昨年（1909年——筆者）迄ハ徴兵医官ニ於テ認定書ヲ認メ，司令官之ヲ警察官ニ移シ，警察官ニ於テ告発スルコトト為シ居タルモ，本年ハ徴兵医官直ニ鑑定書ヲ認メ，司令官ニ於テ告発シ居レリ。固ヨリ当然ノコト、ス。昨年迄徴兵官ニ於テ告発セサリシハ，単ニ旧例ニ依リタルモノノ如ク甚タ緩慢ナリシモノト認ム。

- (2) (3) 「沖縄警備隊区壮丁徴兵忌避状況ノ件」，『陸軍省大日記』中『貳大日記』乾1909年11月，防衛庁防衛研究所蔵。この史料は，遠藤芳信「陸軍六週間現役兵制度と沖縄県への徴兵制施行」（『北海道教育大学紀要』第一部B 社会科学編 第33巻第2号，1983年）が引用していることによって知った。筆者は遠藤論文に示唆を受けて，『陸軍省大日記』中『貳大日記』などの防衛庁防衛研究所蔵史料の調査を行なった。

- (4) 「沖縄警備隊区徴兵事務ノ件」, 『陸軍省大日記』中『貳大日記』乾1910年8月, 防衛庁防衛研究所所蔵。
- (5) 『明治四十三年度 沖縄警備隊区徴募概況』(防衛庁防衛研究所所蔵)は, 「頑固士族」の象徴である結髪者について, 「昨年検丁中百名ニ約四名ノ結髪者アリシカ, 本年ハ其数大ニ減少シタルモノ、如ク, 往々徴兵検査ノ為特ニ断髪セシ壮丁ヲ見受ケタリ」と, 徴兵検査以前に断髪する状況が現出していたことを指摘している。
- (6) (7) 『明治四十三年度 沖縄警備隊区徴募概況』, 防衛庁防衛研究所所蔵。
- (8) 「沖縄県ヨリ入営スル兵員ノ身体検査上一層ノ注意ヲ要スル件」, 『陸軍省大日記』中『貳大日記』乾1910年11月, 防衛庁防衛研究所所蔵。
- (9) 『加除自在現行沖縄県令規全集』第九類兵事, 民事所収。
- (10) 『加除自在現行沖縄県令規全集』第十類教育所収。
- (11) 「もうあしび」という。夜, ムラの結婚前の男女多数が毛と呼ばれる野原に集まり, 歌や踊りで楽しむ交際方法。日清戦争終戦以降「風俗改良」を推進する人々は, 毛遊が良俗に反することと性病などの伝染病の媒介となることなどにより, さかんに毛遊の禁止を主張した。
- なお, 崎原恒新は「徴兵年齢の者を毎晩〈遊ばせる〉という名目で, 何ヵ月も前から徹夜状態で毛遊びをおこない, 村の若者全員が徴兵検査に不合格になるように仕組んだ村も一時期はあった」と指摘している(崎原恒新「毛遊び」, 沖縄大百科事典刊行事務局編『沖縄大百科事典』下巻, 沖縄タイムス社, 1983年, 660頁)。このことを史料によって確認することはできなかったが, 事実であるとすれば徴兵忌避撲滅策にとって毛遊はいっそう看過できないものであった。
- (12) 『加除自在現行沖縄県令規全集』第九類兵事, 民事所収。
- (13) 島袋源一郎著, 国頭郡教育会編『沖縄県国頭郡志』1919年, 207~208頁。ここでは沖縄出版会による第三版, 1967年によった。
- (14) 照屋堅竹ほか編『島尻郡誌』島尻郡教育会, 1937年, 111~114頁。ここでは, 南部振興会による第三版, 1985年によった。なおこの史料は, 田港朝昭『社会教育』, 沖縄県『沖縄県史』第4巻, 1966年, 629~631頁の引用により知った。
- (15) 前掲『島尻郡誌』163~164頁。
- (16) 前掲『沖縄県国頭郡志』190頁。
- (17) 前掲「沖縄県ヨリ入営スル兵員ノ身体検査上一層ノ注意ヲ要スル件」。
- (18) 前掲, 堀吉彦「沖縄警備隊区徴兵事務視察報告」。
- なお, 堀がこうした認識をしていた理由の一つには, 1910年5月の国頭郡本部村における徴兵検査において, 腕が伸びないことを申告した一青年に対して徴兵医官が麻酔により腕の関節を伸ばして真偽を確かめたことを見ていた村民が検査場に乱入したいいわゆる本部騒動の経験があったであろう。
- (19) 前掲『沖縄県国頭郡志』198頁。
- (20) 楠生「大宜味教育」, 沖縄教育会『沖縄教育』第75号, 1912年7月, 44頁。
- (21) 前掲, 堀吉彦「沖縄警備隊区徴兵事務視察報告」。
- (22) 「徴兵忌避者告発数」, 『琉球新報』1916年4月8日付。
- (23) 「軍事思想の普及(一)」, 『琉球新報』1916年1月27日付。

おわりに

本論文で明らかにしえたことをまとめておきたい。

①沖繩における「徴兵当籤者教育」は、徴兵当籤者が決定したのち入営前に彼らを対象として小学校教員が提唱し、実施したものだ。これは個々の小学校教員の取り組みであり実施内容・方法は一定でなく、沖縄県私立教育会が組織化する役割を担った。沖縄県庁は、これら小学校教員や教育会の活動を受け入れ、「現役兵員教育課程」を通牒し普及を図った。ただし、小学校教員や教育会の活動は沖縄県庁と一体ではなく、実施について一致しつつも、実施の目的、内容の重点に相違があった。沖縄県庁では忠君愛国の精神を教育することに重点をおき、それに対して、小学校教員は大和への対抗を強く意識し大和と対等の地位獲得のために沖縄人兵が大和人兵と対等の働きをすべく、普通教育程度を大和よりも「低い」と自覚して「標準語」などの普通教育に重点をおいたのである。しかし「徴兵当籤者教育」には出席しない徴兵当籤者が多かったばかりでなく、小学校教員は不就学者への教育に困難を感じていた。このため、小学校教員は沖縄の普通教育全体の水準を向上すべく、徴兵適齢者一般に対し夜学校において普通教育を実施する一方、沖縄人児童に対する就学督励に奔走し始めた。

②陸軍は徴兵令施行にあたり、『琉球新報』を活用しつつ沖縄人に対して徴兵が特別重い義務であることを強調したけれども、徴兵忌避者が続出した。軍は沖縄人に忠君愛国の精神を求め、徴兵適齢者が断髪することと「標準語」を習得することをその指標としていた。しかし断髪を行なうどころか、依然として徴兵忌避者は後を絶たなかった。日露戦争後、陸軍は沖縄における徴兵忌避撲滅を意図し、沖縄県庁はこれに応じていく。沖縄県庁は、青年会を軸として忠君愛国の精神、兵役義務観念を養成する一方で、青年が自らの身体を傷つけないように徴兵検査終了まで小学校教員、官吏、在郷軍人が監視し、同時に青年相互の監視を強いる機構を組織したのである。この一環として、小学校教員などが取り組みつつも停滞していた徴兵適齢者に対する教育は確立したのであった。

以上のことをふまえて最後に、沖縄における徴兵と教育の密接な連関の特徴について、次のことを指摘しておきたい。

第一に、徴兵令施行を契機としてそれとの連関で、沖縄人に普通教育とりわけ「標準語」の読み書き能力が求められたことである。小学校教員が行なう「徴兵当籤者教育」は、軍隊生活・日常生活と関連する「標準語」を中心とした読み書き算術の普通教育的な部分に重点があった。一方、軍は教育・訓練の必要から沖縄人に「標準語」の習得を求めた。陸軍省は沖縄人を近衛兵に配属することを定めるに際しても、普通教育水準に注目していた。1904年2月26日勅令第48号「徴兵事務条例補則中改正」の制定理由として、陸軍大臣寺内正毅は内閣総理大臣桂太郎にあてた1904年2月5日付閣議請議文において、「沖縄県ノ壮丁ハ普通教育程度低キカ為従来近衛師団兵ニ徴集セサリシモ、今日ニ於テハ同師団兵ニ徴集スルモ大ナル支障ナキヲ認め、名誉アル禁關守護ノ任務ヲ同県壮丁ニモ分担セシメムトス」⁽¹⁾と述べている。「名誉」として禁關すなわち皇居の守護にあたらせる恩恵を施し、いっそうの普通教育水準の向上、忠君愛国の精神の涵養を求めたのであった。軍は少しでも優秀な兵卒を欲する観点から普通教育水準の向上に注目し、一方小学校教員が大和に追いつくことをめざしたときにも、それを回路としたのである。

そして、「標準語」の習得は徴兵適齢者のみに求められたわけではなく、小学校教育にまでその影響を及ぼしている。文部省編纂『沖縄県用尋常小学読本』（1897年～1899年発行、全8巻）

には、「兵たい」（巻四、第四課）、「従軍キシヤウ」（巻五、第十四課）、「日清戦争」（巻八、第三課・第四課）など軍事教材を多数含んでおり、「標準語」と軍事的精神の教育が不可分に展開するのである⁽²⁾。なお竹ヶ原幸朗は、『北海道用尋常小学読本』（1897年～1898年発行）及び『沖縄県用尋常小学読本』の編纂が、北海道と沖縄への徴兵令施行を含む軍事体制の整備と関連する文部省の施策であったことを明らかにしている⁽³⁾。

第二は、小学校卒業後徴兵検査終了までの男子の捕捉に小学校教員が大きな役割を果たすことである。もっとも小学校教員が自らの卒業生を徴兵検査終了まで把握しようとする体制は、のちに1926年4月20日勅令第70号「青年訓練所令」によって設置することとなった青年訓練所において、16歳から20歳までの徴兵適齢前の男子の教育に小学校教員が携わることが多かったように⁽⁴⁾、決して沖縄のみの現象ではない。けれども、軍がとりわけ沖縄人の軍事思想の欠如を強調して⁽⁵⁾、徴兵忌避撲滅、兵役義務観念の養成を要請し、沖縄県庁がこれを受け入れ、小学校卒業後徴兵検査終了までの男子を捕捉する体制が沖縄で顕在化したという状況と、一方で沖縄の小学校教員も大和对等の地位を獲得するという目標から徴兵令施行に積極的に関与したという状況が併存したがゆえに、沖縄においてはとりわけ小学校教員の役割が大きくなったのである。

— 注 —

- (1) 「徴兵事務条例補則中ヲ改正ス」、『公文類聚』第二十八編 卷十五 軍事門一 陸軍、国立公文書館所蔵。
- (2) そのほか、「風俗改良」との関連でも、『沖縄県用尋常小学読本』は重要である。「洗たく」（巻三、第八課）など清潔さを教える教材を含み、また「衣服」（巻四、第二十一課）などは挿し絵に描かれる人物のすべてが断髪した洋服あるいは和服姿であったことと補完しあいつつ、服装を改良していくことの重要性を教えていた。
- (3) 竹ヶ原幸朗「北と南を結ぶ尋常小学読本（下）」、札幌市教育委員会『札幌の歴史』第24号、1993年。
- (4) 1926年4月20日文部省令第16号「青年訓練所規程」第16条によれば、青年訓練所の主事には実業補習学校長または小学校長が、また指導員には実業補習学校または小学校教員や在郷軍人などがあつた。
- (5) 沖縄連隊区司令部『沖縄県の歴史的関係及人情風俗』1923年は、沖縄人の一般の人情として「皇室国体に関する観念徹底しきらず」、「進取の氣象に乏しく優柔不断意志甚た薄弱なり」など14もの「短所」を掲げ、それは「盜癖あり」、「向上発展の氣概なし」、「情操の念乏し」などを含んでいた。さらに「服従心に富む」、「従順なり」を「長所」としているばかりか、ほかに「長所」を見いださないなど、沖縄人に対する偏見を隠すことなく述べていた。こうした沖縄人観は、沖縄戦時下すべての沖縄人をスパイとして見るにいたるまで近代において一貫していた。